

# 松江市新商品による新事業分野開拓事業者認定制度実施要綱

平成 26 年 3 月 28 日

松江市告示第 108 号

## (目的)

第 1 条 この要綱は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 4 号の規定に基づき、新商品の生産によって新たな事業分野の開拓を図る事業者を市が認定し、当該新商品の利用を図ることにより、企業成長を促進させるとともに、地域産業の活性化を図ることを目的とする。

## (定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。次号において「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 役員等 法人その他の団体（以下「法人等」という。）において、業務を執行する役員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人等に対し業務を執行する役員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。

## (申請の要件)

第 3 条 この要綱に基づく認定の申請をすることができる事業者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に主たる事業所を有する事業者（新たな事業分野の開拓を図る創業者を含む。）であること。

(2) 市の機関において用途が見込まれる物品であって、次項に規定する新商品を生産する者であること。

(3) 市税を滞納していない者であること。

2 この要綱において新商品とは、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

(1) 既に企業化されている商品とは通常取引において若しくは社会通念上別個の範疇に属するもの又は既に企業化されている商品と同一の範疇に属するものであっても既存の商品とは著しく異なる使用価値を有し、実質的に別個の範疇に属するものであると認められるものであること。

(2) 販売を開始してから5年以内のものであること。

(認定申請)

第4条 認定を受けようとする事業者は、新事業分野開拓事業者認定申請書(様式第1号)に、次に掲げる事項を記載した新たな事業分野の開拓の実施に関する計画書(様式第2号。以下「実施計画」という。)を添付し、認定の申請をするものとする。

(1) 新商品の内容

(2) 新商品の生産の目標

(3) 新商品の生産の実施時期

(4) 新商品の生産の実施方法並びに実施に必要な資金の額及びその調達方法

(認定審査)

第5条 市長は、事業者から申請書が提出されたときは、松江市新商品による新事業分野開拓事業者認定審査会(以下「審査会」という。)の審査を経て、事業者を認定するものとする。

2 市長は、前項の規定により事業者を認定したときは、遅滞なくその旨を松江市新商品による新事業分野開拓事業者認定制度認定書(様式第3号)により

認定の申請をした事業者に通知するものとし、不認定を決定したときは、遅滞なくその旨を認定の申請をした事業者に通知するものとする。

3 審査会の組織及び運営に関して必要な事項は、別に定める。

(認定事業者からの暴力団排除)

第6条 市長は、第4条の規定による認定を受けようとする事業者が次に掲げるもの（以下「暴排措置対象者」という。）であると認める場合は、前条第1項の認定をしないものとする。

- (1) 暴力団
- (2) 暴力団員
- (3) 役員等が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している法人等
- (4) 暴力団員であることを知りながら暴力団員を役員等として使用し、又は雇用している法人等
- (5) 不正な利益を得る目的又は第三者に損害若しくは危害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している法人等
- (6) 暴力団又は暴力団員に資金を提供するなど、暴力団の活動に関与している者
- (7) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供するなど、暴力団の活動に関与している法人等
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員が実質的に経営又は運営に関与している法人等であることを知りながら、当該法人等と下請契約、業務の委託契約、資材の購入契約等を締結している法人等
- (9) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (10) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人等

(認定基準)

第7条 第5条第1項の認定を行う際の基準は、次のとおりとする。

- (1) 実施計画に係る新商品が、第3条第2項で定義する内容に合致するものであること。
- (2) 実施計画に係る新商品が、事業活動に係る技術の高度化若しくは経営の効率の向上又は住民生活の利便の増進に寄与するものと認められること。
- (3) 第4条第4号に掲げる事項が新商品の生産による新たな事業分野の開拓を確実にするために適切なものであること。
- (4) 実施計画が公序良俗に反しないこと。
- (5) 実施計画が関係法令に違反しないこと。

(認定期間)

第8条 第5条第1項の規定による認定の有効期間は、認定を受けた日から3年間とし、再認定は行わない。

(実施計画の変更)

第9条 認定を受けた事業者が、実施計画について次に掲げる変更をしようとするときは、市長に新事業分野開拓事業者変更認定申請書(様式第4号)を提出し、市長の認定を受けなければならない。

- (1) 新商品の生産目標、内容、生産の実施時期又は生産の実施方法を変更する場合
- (2) 新商品の生産の実施のために必要な資金の額及び調達方法を変更する場合

2 市長は、前項に基づく変更申請書が提出されたときは、変更後の実施計画が第7条に定める認定基準に適合すると確認したものについて変更認定を行うものとする。

3 市長は、前項の規定により変更認定又は不認定を決定したときは、遅滞なく

その旨を申請者に通知するものとする。

(認定の取消し)

第10条 市長は、次のいずれかに該当するときは、審査会の審査を経て、認定を取り消すことができる。

(1) 第5条第1項の認定を受けた者が実施計画に従って事業を実施していないとき。

(2) 第7条に定める認定基準に適合しなくなったとき。

(3) 第5条第1項の認定を受けた者が暴排措置対象者であるとき。

2 市長は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なくその旨を通知するものとする。

3 第1項の規定による認定の取消しにより損失が生じたときは、認定事業者がその責めを負うものとする。

(報告等)

第11条 市長は、必要に応じて実施計画の認定基準への適合状況について認定事業者から報告を求めることができるものとする。

2 事業者は、実施計画に係る事業を中止したときは、新事業分野開拓事業者事業中止届(様式第5号)により市長に届け出るものとする。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。